

令和2年度 中間点検とりまとめ

京都市建築物耐震改修促進計画

～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～

(計画期間 平成28年度～令和7年度)



京都市では、地震災害に強い歴史都市「京都」の実現を目指して、耐震化の目標やその方策を定める計画として、「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」(以下「計画」という。)を平成28年3月に策定し、10年後の令和7年度末までを計画期間として、住宅、特定建築物及び市有建築物の耐震化の促進に取り組んでいます。

この度、計画策定から5年が経過することから、耐震化の中間目標の達成状況及び施策の実施状況の点検を行い、計画に基づく今後5年間の目標達成に向けた取組をとりまとめました。

令和3年3月

京都市都市計画局

目次

1 耐震化の目標の達成状況と今後の見通し	1
(1) 住宅の目標.....	1
(2) 特定建築物の目標.....	5
(3) 市有建築物の目標.....	8
2 計画に掲げる施策の実施状況	9
3 計画に掲げる施策の点検結果と今後の取組	10
(1) 住宅.....	10
(2) 特定建築物.....	14
(3) 市有建築物.....	18
(4) その他、建築物の安全対策に関する取組.....	19
(5) 行政による指導等.....	20
(6) 計画の進行管理，国・京都府との連携.....	21
資料編	22
取組施策一覧（住宅）.....	22
取組施策一覧（特定建築物，市有建築物，その他）.....	23
住宅の耐震化率の算出フロー図.....	24

1 耐震化の目標の達成状況と今後の見通し

対象とする建築物の分類（住宅、特定建築物、市有建築物）ごとに耐震化の目標を設定し、市内建築物の耐震化に取り組んでいます。

(1) 住宅の目標

耐震化の目標設定①

ア 耐震化率

(ア) 住宅の耐震化率は、国が示す耐震化率[※]の算出方法を基に、住宅・土地統計調査の結果を基礎データとして、耐震性が向上するリフォーム工事により一定の安全性が確保された住宅も加味して算出しています。

※ 国土交通省の社会資本整備審議会住宅地分科会（令和2年5月28日開催）において、全国の住宅の耐震化率は、約87%（平成30年10月時点）と公表されました。

(イ) 住宅の耐震化率は、平成27年度末の84.7%から5年間で5.3ポイント増加し、令和2年度末推計で90.0%（住宅総数：約730,000戸）と、中間目標である耐震化率90%に達しました。

表1 住宅の耐震化率（平成27年度末及び令和2年度末推計）

	平成27年度末	令和2年度末
住宅全体	84.7%	90.0%
木造戸建住宅	70.8%	82.8%
その他住宅	95.3%	95.5%

（参考）計画策定時点の令和2年度末の耐震化率の見通しは88.1%

(ウ) 耐震化率向上の要因としては、以下の3点が挙げられます。

a 耐震改修工事数の増加

本市においては、大工、左官、板金、瓦屋、建築士といった「まちの匠」の方々の御協力のもと、住宅リフォーム工事に併せて耐震化を支援する「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」（以下「まちの匠事業」という。）の補助実績が累計で約5,900戸[※]、耐震改修工事を手掛ける「まちの匠」も年々増加し1,400者[※]を超えるなど、耐震化の必要性の認識が広まり、市民やまちの匠による主体的な耐震化の取組が定着しつつあります。

※ 令和3年3月末時点

これらの取組の結果、耐震改修工事の実施数が、平成25年までの5年間の推計と比べて約1.7倍に増加し、市内の住宅の耐震化率が向上しました。

b 旧耐震基準の住宅の減少

昭和55年以前に建設された旧耐震基準の住宅の減少数が、平成25年までの5年間の推計と比べて約2.3倍になりました。

c 新耐震基準の住宅の増加

昭和56年以降に建設された新耐震基準の住宅も除却や建替えによって減少していますが、新築される住宅数がこれを大きく上回り、新耐震基準の住宅は5年間の推計で約45,000戸増加しました。

表2 耐震改修工事実施数等の比較※

	平成20年10月から 平成25年9月までの5年間		平成25年10月から 平成30年9月までの5年間	
耐震改修工事実施数 (耐震リフォームを含む。)	約5,400戸	約1.7倍	約9,400戸	
旧耐震基準の住宅の 減少数	約12,000戸	約2.3倍	約28,000戸	
新耐震基準の住宅の 増加数	約46,000戸		約45,000戸	

※ 住宅・土地統計調査に基づき、計画期間の直近の期間で比較しています。

- (I) 住宅の分類別に市全域の耐震化率をみると、その他（木造戸建以外の住宅）は目標値の90%を上回りましたが、木造戸建住宅は12ポイント伸びたものの、82.8%と低い数値となっています。今後も引き続き、木造戸建住宅の更なる耐震化の促進が必要です。
- (II) 行政区別の耐震化率は、上京区・中京区・東山区において、依然、木造戸建住宅の耐震化率が低い状況です。これらの区には、木造密集市街地があり、京町家も多く存していることから、密集市街地対策や京町家の保全・継承に関する施策とのより一層の連携が望まれます。

表3 行政区別の住宅の耐震化率（平成27年度末及び令和2年度末推計）

	京都市		北区		上京区		左京区		中京区		東山区	
	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末
住宅全体	84.7%	90.0%	82.7%	88.3%	86.9%	90.5%	84.0%	89.4%	87.8%	92.4%	81.1%	86.6%
木造戸建	70.8%	82.8%	69.1%	81.4%	67.0%	78.8%	69.0%	80.8%	65.8%	79.7%	61.0%	75.3%
その他	95.3%	95.5%	97.2%	96.2%	96.8%	96.7%	95.6%	96.4%	97.5%	97.8%	95.6%	95.0%

	山科区		下京区		南区		右京区		西京区		伏見区	
	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末	H27年度末	R2年度末
住宅全体	82.4%	87.1%	89.8%	94.4%	84.2%	89.3%	82.9%	90.9%	85.5%	91.0%	84.9%	88.8%
木造戸建	73.0%	81.0%	65.1%	80.3%	69.9%	80.2%	69.9%	85.4%	77.3%	87.8%	73.8%	84.4%
その他	93.4%	93.4%	98.3%	99.0%	95.0%	96.6%	96.1%	95.6%	93.7%	94.2%	92.6%	92.1%

※ その他について、平成27年度末に比べ令和2年度末の耐震化率が一部減少しているが、これらは総数の推計誤差や算出係数の変更等によるものです。

イ まちの共汗地区数

- (A) まちの共汗地区数とは、地域の「まちの匠」と自主防災組織等とが連携して啓発に取り組む学区数で、京都市独自の指標です。
- (I) まちの共汗地区数は、平成27年度末の11学区から5年間で91学区増加し、令和2年度末で102学区と、中間目標である100学区に達しました。

表4 まちの共汗地区数（平成27年度末及び令和2年度末）

	平成27年度末	令和2年度末
まちの共汗地区数	11学区	102学区

- (ウ) まちの共汗地区では、地域の「まちの匠」や自主防災組織等とが連携しながら、地域の防災イベントにおける耐震化のPRや、戸別訪問、啓発チラシの回覧等、当該地域全体を対象とした啓発活動を実施しています。

表5 まちの共汗地区加入数の推移

年度	平成27年度末*	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地区数	11	9	11	10	31	30

※ 計画策定時点

ウ 今後の見通し

- (ア) 現時点での令和7年度末における住宅全体の耐震化率の見通しは、93.2%*です（令和7年度末の耐震化率目標値：95%）。

* 正式な推計値は、令和5年度の住宅土地・統計調査結果に基づき算出されるため、現時点での見通しは、令和2年度末の推計を踏まえた暫定値です。

表6 令和7年度末の住宅の耐震化率の推計値

	現時点における 令和7年度末の見通し	計画策定時点における 令和7年度末の見通し (参考)
住宅全体	93.2%	91.3%

- (イ) 令和7年度末に耐震化率95%を達成するためには、さらに推計値で13,600戸の住宅の耐震化（耐震改修、建替え又は除却等）が必要です。住宅の耐震化率は着実に向上していますが、95%の目標達成に向けて、更なる耐震化の推進を図ります。

表7 目標値達成に向けて必要となる戸数の推計表

	現時点における 令和7年度末の見通し	耐震化率95%の達成に向けて
耐震化率	93.2%	95%
戸数（推計値）	769,509戸	769,509戸
新耐震住宅（耐震性あり）	623,804戸	717,516戸 + 13,600戸 = 731,116戸
旧耐震住宅（耐震性あり）	93,712戸	
旧耐震住宅（耐震性不十分）	51,993戸	51,993戸 - 13,600戸 = 38,393戸

- (ウ) 上述（ア）及び（イ）により、更なる耐震化の促進を図る必要があるものの、令和7年度末の耐震化率の目標値について、引き続き、95%を目標値として、その達成を目指します。
- (エ) 地域における普及啓発については、耐震や防火面で課題のある密集市街地の学区を中心に、引き続き取組を進めます。

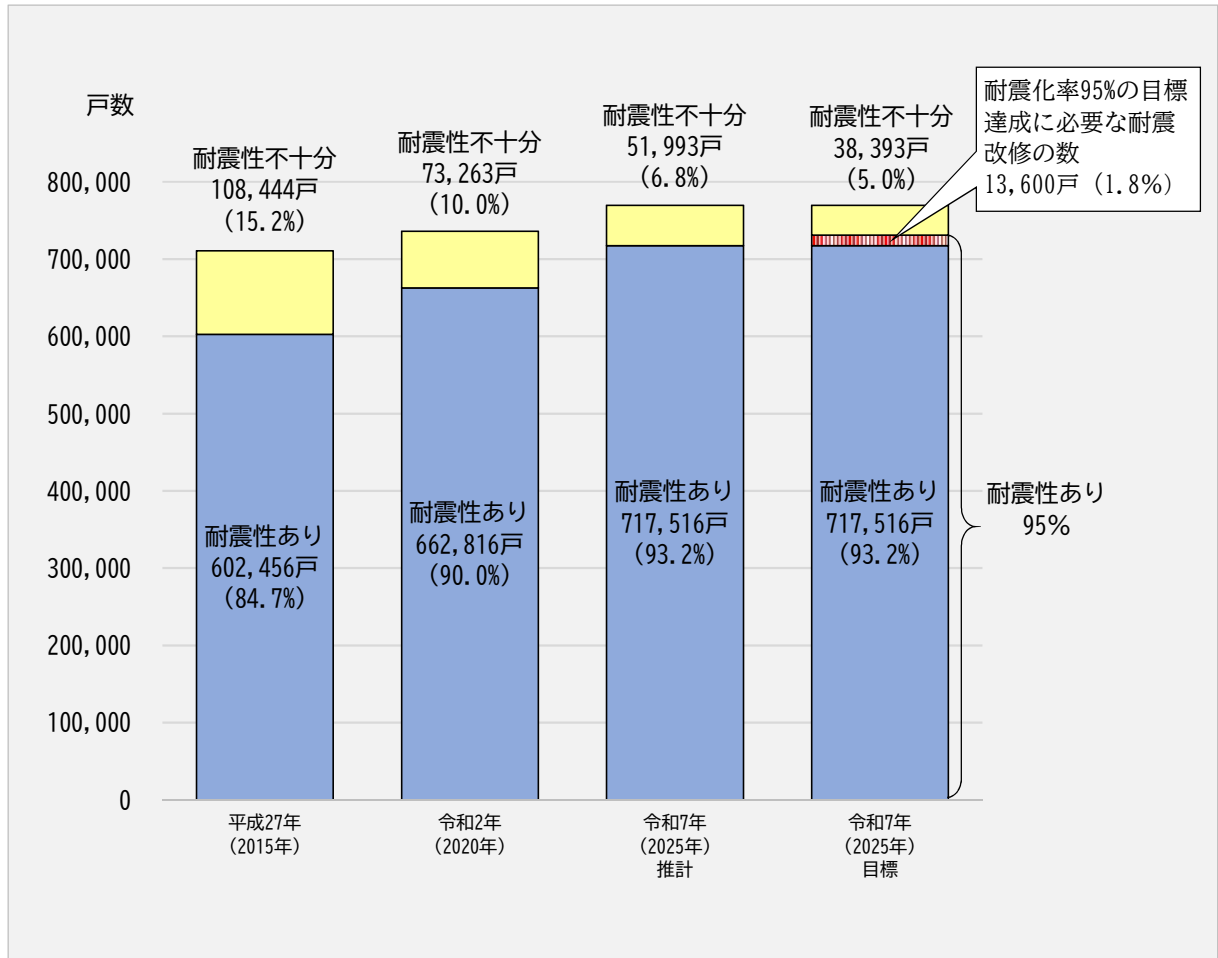


図1 住宅の耐震化率の推移

ア 耐震化率

(ア) 特定建築物*の耐震化率は、国の推計方法を踏まえて推計した結果、平成27年度末の86.8%から5年間で4.0ポイント増加し、令和2年度末推計で90.8%（特定建築物総数：約18,000棟）と、中間目標である耐震化率90%に達しました。

※ 計画の対象としている特定建築物とは、学校や病院等多数の者が利用する建築物で一定の規模以上のもの及び緊急輸送道路等の沿道の建築物で一定の高さ以上のものなどをいいます。

(イ) 耐震化率向上の要因としては、以下の2点が考えられます。

a 緊急輸送道路等の沿道建築物*は、特定建築物全体の中で総棟数や耐震性ありの棟数の割合が最も大きく、耐震化率が向上しています。これは、主要道路沿道での新築や建替えが進むとともに、それに伴い、一定の高さを超えて、特定建築物に該当したものが多くあったためと推察できます。

※ 緊急輸送道路等の沿道建築物とは、その敷地が計画に定める緊急輸送道路又は避難路（以下「緊急輸送道路等」という。）に接する建築物で、地震によって倒壊した場合に緊急輸送道路等の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの（次図に掲げる高さの要件に該当するもの）をいいます。

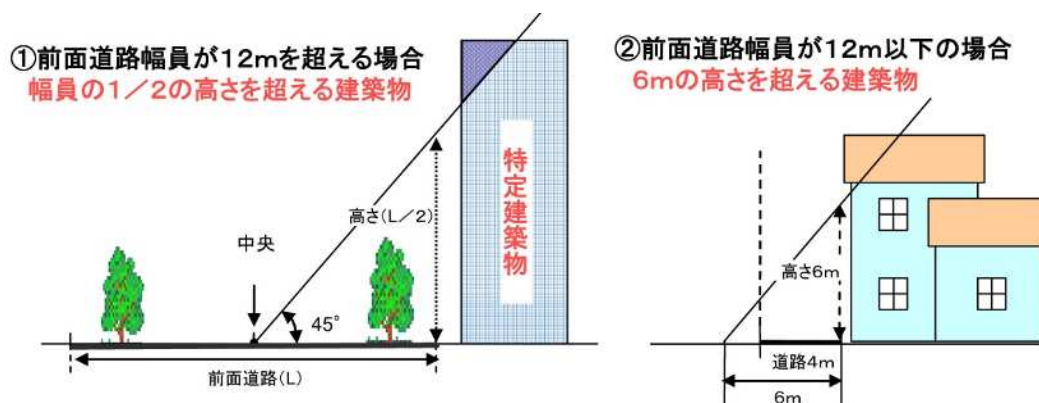


図2 緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物

b 不特定多数利用建築物や特定多数利用建築物は、特定建築物全体の中で総棟数や耐震性ありの棟数の割合が大きく、耐震化率が向上しています。これは、近年の宿泊施設や賃貸共同住宅の増加によるものと考えられます。

(ウ) 一方で、「耐震性不十分」の減少数（P7 図3参照）は限定的です。

(エ) 特定建築物の種類別にみると、特定多数利用建築物及び緊急輸送道路等の沿道建築物については目標値90%に達しており、要配慮者利用建築物についても目標値90%にほぼ近い耐震化が図られています。

一方で、防災活動拠点や不特定多数利用建築物の耐震化率が目標値90%に達していませんが、平成27年度末と比較して、特定建築物の中では大きく上昇（防災活動拠点が5.4ポイント、不特定多数利用建築物が5.2ポイント）しています。

表8 特定建築物の耐震化率（平成27年度末及び令和2年度末推計）

	平成27年度末	令和2年度末
特定建築物全体	86.8%	90.8%
防災活動拠点 （病院、学校、避難所等）	77.6%	83.0%
要配慮者利用建築物 （社会福祉施設等）	86.3%	89.6%
不特定多数利用建築物 （映画館、ホテル、百貨店等）	82.6%	87.8%
特定多数利用建築物 （事務所、賃貸共同住宅等）	91.4%	93.3%
緊急輸送道路等の沿道建築物 ^{※2}	85.5%	90.6%

（参考）計画策定時点の令和2年度末の耐震化率の見通しは88.5%

イ 今後の見通し

- (ア) 現時点における令和7年度末の耐震化率の見通しは、93.2%[※]です（令和7年度末の耐震化率目標値：95%）。

※ 正式な推計値は、建築確認やリサイクル法届出データの反映により算出されるため、現時点での見通しは、令和2年度末の推計を踏まえた暫定値です。

表9 令和7年度末の特定建築物の耐震化率の推計値

	現時点における 令和7年度末の見通し	計画策定時点における 令和7年度末の見通し （参考）
特定建築物全体	93.2%	90.0%

- (イ) 令和7年度末に耐震化率95%を達成するためには、さらに推計値で411棟の耐震化（耐震改修、建替え又は除却等）が必要です。特定建築物の耐震化率は着実に向上していますが、95%の目標達成に向けて、更なる耐震化の推進を図ります。

表10 目標値達成に向けて必要となる棟数の推計表

	現時点における 令和7年度末の見通し	耐震化率95%の達成に向けて
耐震化率	93.2%	95%
総棟数（推計値）	22,858棟	22,858棟
新耐震建物（耐震性あり）	18,321棟	21,304棟 + 411棟 = 21,715棟
旧耐震建物（耐震性あり）	2,983棟	
旧耐震建物（耐震性不十分）	1,554棟	1,554棟 - 411棟 = 1,143棟

- (ウ) 上述（ア）及び（イ）により、更なる耐震化の促進を図る必要があるものの、令和7年度末の耐震化率の目標値について、引き続き、95%を目標値として、その達成を目指します。

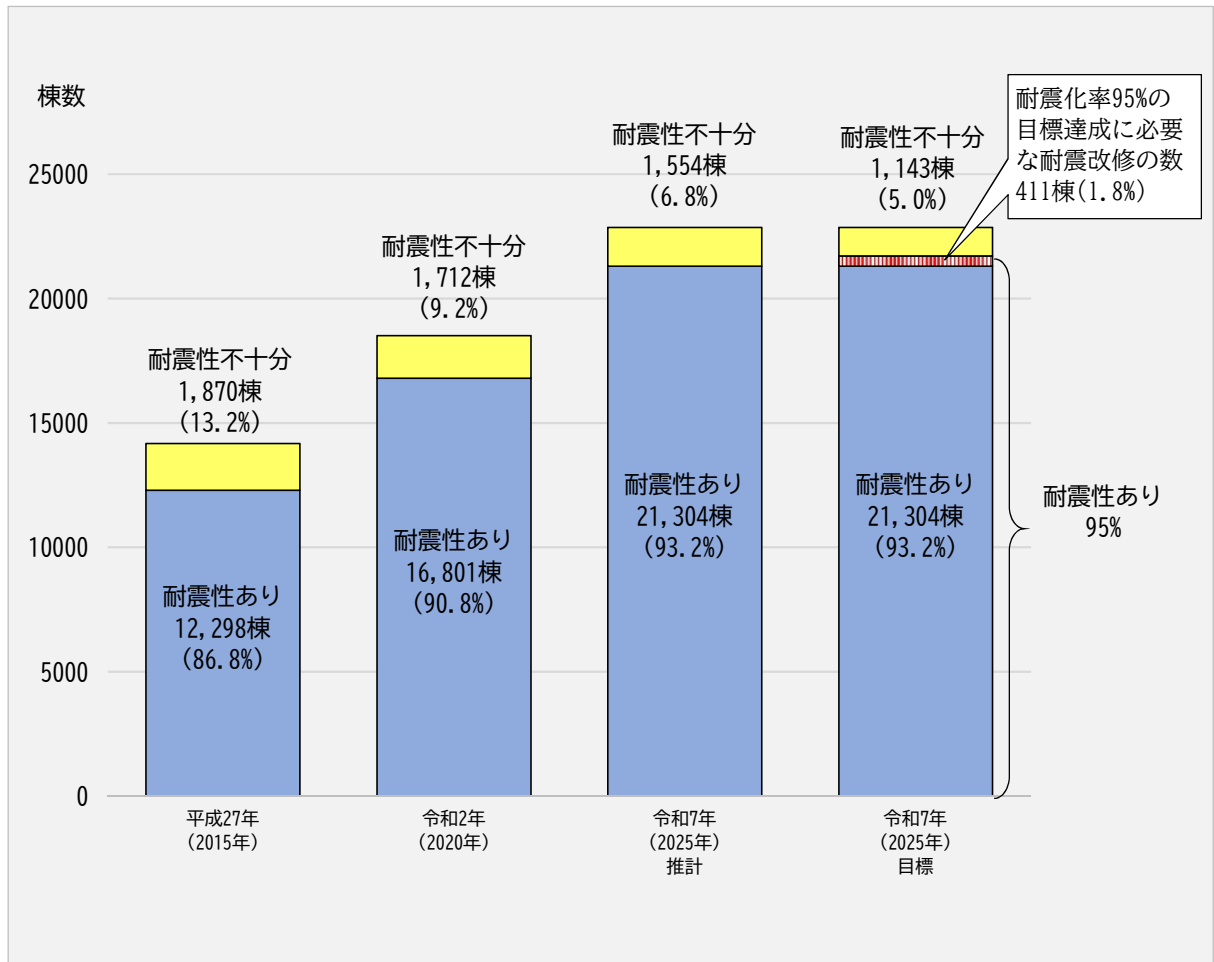


図3 特定建築物の耐震化率の推移

ア 耐震化率

- (ア) 市有建築物の耐震化率は、平成27年度末の93.9%から5年間で2.3ポイント増加し、令和2年度末推計で96.2%（対象総数：約2,200棟）と、中間目標である耐震化率95%に達しました。

表1-1 市有建築物の耐震化率（平成27年度末及び令和2年度末推計）

	平成27年度末	令和2年度末
市有建築物*全体	93.9%	96.2%
防災活動拠点	95.4%	97.5%
学校施設（幼稚園を含まない。）	97.5%	99.5%
庁舎，病院，避難所等	86.6%	89.6%
要配慮者利用建築物 （福祉施設等）	89.3%	95.1%
不特定多数利用建築物 （図書館，集会所等）	81.7%	86.3%

※ 計画の対象としている市有建築物は、「防災活動拠点（地震時に防災活動拠点として重要な役割を果たす施設）」、「要配慮者利用建築物（災害時の要配慮者が利用する施設）」、「不特定多数利用建築物（不特定多数の市民が利用する施設）」です。なお、市営住宅は除きます。

- (イ) 施設区別にみると、「防災活動拠点」及び「要配慮者利用建築物」の耐震化率は95%を達成しました。また、学校施設については、建替えや再整備を計画しているものを除いた耐震化率は100%を達成しています。
- (ロ) 学校施設を除く「防災活動拠点」及び「不特定多数利用建築物」の耐震化率は、95%に達していません。
- (ハ) 「要配慮者利用建築物」及び「不特定多数利用建築物」の耐震化率は、平成27年度末から令和2年末までの5年間で、それぞれ5.8ポイント、4.6ポイント増加しました。

イ 今後の見通し

- (ア) 建築物の利活用の方針を検討中のものを除き、できるだけ早期に100%の達成を目指します。
- (イ) 耐震性が不十分な建築物のうち7割については、すでに耐震化を含めた整備計画や建築物の利活用の方針が定められています。
- (ロ) 耐震性が不十分なその他の建築物について、京都市公共施設マネジメント基本計画等を踏まえ、早期に耐震化の方針を定めてまいります。

2 計画に掲げる施策の実施状況

計画においては、耐震化の促進に関する方針を踏まえ、住宅、特定建築物、市有建築物等の耐震化に関する53の施策を掲げ、推進しています。

(施策一覧についてはP22, 23参照)

計画に掲げる53の施策全てについて、実施済み又は実施中です。

表12 計画に掲げる施策の実施状況

	平成27年度末 (計画策定時点)	令和2年度末
実施済み又は実施中	42施策	53施策
未着手	11施策	0施策
合計	53施策	53施策

3 計画に掲げる施策の点検結果と今後の取組

計画に掲げる「耐震化の促進を図るための施策」について、以下のとおり、その取組実績や効果を点検し、今後の継続、改善及び充実する取組をとりまとめました。

(1) 住宅

ア 市民の負担を軽減する支援制度

(7) 施策の点検結果

- a 住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、計画作成及び耐震改修に要する費用の一部を補助する支援制度を行っています。

表13 住宅に係る各支援事業の実績値（平成28年度～令和元年度）

		合計	木造住宅	京町家等
木造戸建	耐震診断	1,462戸	798戸	664戸
	計画作成	283戸	172戸	111戸
	耐震改修	2,972戸	2,371戸	601戸
	簡易な耐震改修	2,866戸	2,290戸	576戸
	本格的な耐震改修	106戸	81戸	25戸
分譲マンション	耐震診断	10件		
	計画作成	4件		
	耐震改修	0件		

- b 建物所有者の耐震改修工事の必要性に対する意識が、木造住宅耐震診断士派遣の利用により向上しました*。

* 平成29年度・平成30年度京都市耐震診断士派遣事業「利用者」向けアンケートの調査結果

- c リフォーム工事や他の支援制度と併せた木造戸建住宅の簡易な耐震改修が促進されました。
- d 建物所有者や居住者等の特性に応じた働きかけを行うため、耐震診断士派遣の利用者にアンケートを送付しました（毎年、前年度利用者を対象に実施）。
- e 密集市街地や京町家の保全・継承に関する施策と連携した耐震化支援を行いました。
- ・ 密集市街地を中心とした市が定める区域を対象とした防火改修支援制度を創設
 - ・ 京町家の耐震改修に対する助成額の増額、補助メニューの拡充

(1) 今後の取組

住宅の耐震化を促進するため、市民の費用負担を軽減する支援制度を継続しつつ、以下の施策について、重点的に取り組んでまいります。

- a より一層安全性を確保するため、「まちの匠」をはじめとする耐震改修事業者と耐震診断士の連携強化などにより、耐震診断結果に基づくより高いレベルの耐震改修への誘導を図ります。

- b 分譲マンションについて、建物やその立地による特性を踏まえた支援策を検討します。
- c 京町家の特性に即した耐震改修及び密集市街地を中心とした防火と耐震の同時改修の促進を図ります。
- d 支援制度をより使いやすくするため、申請手続の合理化や簡素化を進めます。
- e 市民が補助金相当分の工事費用を一時的に負担しなくてもすむよう、申請者の委任を受けた工事施工者等が補助金を受け取れる代理受領制度の導入を図ります。

代理受領制度

申請者（建物所有者等）との契約により耐震改修工事等を実施した者（工事施工者等）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。

イ 市民の主体的な取組を促す普及啓発

(7) 施策の点検結果 ※ 実績値は平成28年度～令和元年度

- a 地域における普及啓発活動（チラシの全戸配布、個別訪問等）（計302回実施）の効果もあり、支援制度が市民に普及しつつあります。
- b 密集市街地を中心に、防災まちづくりの取組と連動した地域と行政の協働によるまちあるき等の啓発活動を実施しました（計37回）。
- c 市民の耐震化への意識向上を目的として、耐震改修中の住宅でのオープンハウスを実施しました（計9回）。
- d 分譲マンションの管理組合からの要望に応じて、耐震化の重要性の説明や支援制度の案内等、個別相談や出張説明会を行いました。
- e 分譲マンションにおいては、診断や改修において、専門家の助言を望む声が一定数あり、相談できる専門家がいる管理組合の方が耐震化が進んでいます*。
※ 令和元年度分譲マンションの管理組合に対する耐震診断・耐震改修に関するアンケートの調査結果
- f 市民しんぶん等による広報のほか、啓発イベントの開催などにより、全市的な情報発信を行いました（計164回）。
- g 事業者向け説明会、専門家向け勉強会を行いました（計77回）。
- h 小学校や地域イベント等で、子供でも分かりやすいツールを使用した次世代に対する住教育を実施しました。

(4) 今後の取組

市民の主体的な耐震化の取組を促すため、地域の特性に応じた普及啓発及び全市的な情報発信等を継続しつつ、以下の施策について、重点的に取り組んでまいります。

- a 密集市街地対策を推進するため、より一層、防災まちづくりの取組と連動したまちあるき等の地域における普及啓発を実施します。
- b 市民が耐震化や補助制度をより身近に感じることでできる機会をつくるため、耐震改修の支援制度を利用している工事中物件の見える化や、あらゆる媒体を活用した情報発信を行います。
- c 分譲マンションについては、高経年分譲マンションの管理支援事業との連携を図りながら、耐震化に係るアドバイザー派遣制度の創設を検討します。

ウ 市民が耐震化に踏み出すための環境整備

(7) 施策の点検結果 ※ 実績値は平成28年度～令和元年度

- a 耐震ネットワークを核とした相談体制（市民相談及び専門家派遣による個別相談）、情報発信及び人材育成の機能を強化しました。
- 支援制度の申請窓口について、郵送による受付や窓口時間の延長等、ワンストップ総合窓口のサービスの充実
 - 耐震ネットワークと連携した出張相談、啓発活動の実施（計107回）
 - 京町家耐震診断士向け講習会の開催（年3回）
- b 耐震改修の際に、事業者を通じた支援制度の周知が行われています（事業者から支援制度を紹介された割合48%*）。
- ※ 令和元年度まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業「利用者」向けアンケートの調査結果
- c 多様な分野の関係団体との連携を図りました。
- 耐震ネットワークに新たに不動産関連団体が参画

京都市耐震改修促進ネットワーク会議（略称：耐震ネットワーク）

京都市におけるすまいの耐震化を飛躍的に進めるため、関係する団体や機関が協働して、すまいの耐震化の普及啓発を行うとともに、市民が安心して耐震改修を行うことができるよう必要な助言や情報提供等を行うなど、市民自らが耐震改修に一步踏み出せるよう働きかけを行うことを目的とするネットワーク。

【構成団体】

まちの匠	京都府建築工業協同組合 京都左官協同組合 京都府瓦工事協同組合 京都府板金工業組合 京都建築工事金物協同組合
建築設計	一般社団法人 京都府建築士会 一般社団法人 京都府建築士事務所協会 一般社団法人 京都建築設計監理協会 公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部京都地域会
建設	京都府建設業協会 京都支部 一般社団法人 全国中小建設業協会 全中建京都
消費者	特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都（京都消団連）
不動産	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部
公的機関	京都府 建設交通部 建築指導課 京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 都市計画局 住宅室 住宅政策課 京安心すまいセンター（京都市住宅供給公社）【事務局】

- 独立行政法人住宅金融支援機構との連携による京町家耐震改修への融資対象の拡充、京町家耐震改修事例集及び京町家耐震診断・耐震改修の手引きの作成
- d 外部団体が実施するマンション耐震セミナーの後援や、京都市マンション管理セミナーにおいてパンフレットの配布を行いました。
- e 密集市街地対策や京町家の保全・継承に関する施策等と連携の強化を図りました。
- 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の制定や京町家支援の充実と併せた連携として、市民向けの説明会や京町家活用に関する事例集の作成、京町家を対象に啓発チラシのポスティングを実施しました。
 - 密集市街地を中心に、防災まちづくりの取組と連動した地域と行政の協働によるまちあるき等の啓発活動を実施しました（計37回）（再掲 P11参照）。
 - 空き家所有者や地域の方々が気軽に相談できる「京都市地域の空き家相談員」に対し、

耐震化支援制度の研修を実施しました。

(イ) 今後の取組

市民が耐震化に踏み出せる環境を整備するため、引き続き、関係団体及び他施策との連携を強化しつつ、以下の施策について、重点的に取り組んでまいります。

- a 耐震診断士や改修事業者等を育成するため、耐震ネットワーク構成団体を核とした耐震改修に関する技術的な情報発信（メールマガジンの発行等）や新たな耐震技術を紹介する講習会を実施するなど、更なる機能強化を図ります。
- b 市民の主体的な取組を支援するため、耐震ネットワーク構成団体等の民間活力を生かした地域での相談体制の強化や普及啓発に取り組めます。
- c 建物所有者に地震に対する建物の安全性を認識してもらうため、不動産流通時において、耐震診断をはじめとする建物の状況調査及び状況提示が積極的に実施され定着するよう、建築・不動産等関係業界に働きかけます。
- d 市民に使いやすい融資制度となるよう、融資対象の拡充等の条件緩和について、引き続き、金融機関と連携を図ります。
- e 建物所有者等のライフステージに沿った効果的な耐震化の取組を推進するため、事業者と連携し、一部屋のみを改修する事例等の情報発信を図ります。
- f 効果的な耐震化の取組を推進するため、他施策との融合・連携をさらに強化します。
 - ・ 指定京町家改修補助金制度や建築基準法適用除外制度等の京町家に関する支援制度と耐震化支援制度の同時利用の促進
 - ・ 密集市街地を中心とした区域における耐震と防火の同時改修の促進
 - ・ 省エネルギー支援制度の同時利用の促進
- g 分譲マンションについては、高経年分譲マンションの管理支援事業との連携を強化し、市民にとって使いやすく総合的な支援策を検討します。

(2) 特定建築物

ア 所有者の負担を軽減する支援制度

(7) 施策の点検結果

- a 特定建築物の耐震化を促進するため、耐震診断、計画作成及び耐震改修等に要する費用の一部を補助する支援制度を行っています。

表14 特定建築物に係る各支援事業の実績値（平成28年度～令和元年度）

	耐震診断義務付け 大規模建築物 ^{※1}	耐震診断義務付け 沿道建築物 ^{※2}	緊急性や公共性の 高い特定建築物 ^{※3}	修学旅行生が利用 するホテル・旅館 ^{※4}
診断		4件	8件	1件
計画	6件	1件	2件	1件
改修	7件	0件 ^{※5}	3件	2件

- ※1 病院やホテル、店舗等の不特定多数の者が利用する大規模建築物（3階以上かつ5,000㎡以上）等で、耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられた旧耐震基準の既存耐震不適格建築物
 ※2 災害発生時の対応に重要な役割を果たす拠点となる施設を結ぶ道路の通行の確保のため指定した道路の沿道建築物で、耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられた旧耐震基準の既存耐震不適格建築物
 ※3 病院や避難所の災害時に防災拠点となる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物と倒壊した場合に緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある旧耐震基準の既存耐震不適格建築物
 ※4 修学旅行生が利用するホテル・旅館のうち、一時帰宅困難者対策に関する協定を締結している旧耐震基準の既存耐震不適格建築物
 ※5 耐震診断義務付け沿道建築物の改修には、建替えや除却も含まれます。

- b 耐震診断義務付け大規模建築物については、耐震診断の義務化、診断結果の公表及び手厚い支援制度により、耐震化が進みました。一方で、一部事業者は、事業を継続しながらの耐震改修、近隣での仮移転や建替え用地の確保などの課題を抱えています。

表15 耐震診断結果を公表した耐震診断義務付け大規模建築物の内訳（令和3年3月末時点）

公表した建築物 114棟（公表時期：平成29年3月）				
耐震性不十分 25棟		耐震性あり 81棟		除却等 8棟 ^{※2}
補助対象 22棟	補助対象外 3棟	補助活用したもの 15棟 ^{※1}	補助活用していないもの 66棟	

- ※1 府補助を活用した棟数（1棟）を含みます。
 ※2 建替えや、減築し耐震化した結果、対象外となった棟数を含みます。

- c 耐震診断義務付け大規模建築物の耐震化率は、公表時点の総棟数を母数として、表16のとおりです。

表16 耐震診断義務付け大規模建築物の耐震化率の比較

	耐震化率
平成29年3月28日時点（公表時）	65.8%
令和3年3月末時点	78.1%（除却含む。）

d また、補助対象である耐震性の不十分な耐震診断義務付け大規模建築物 22 棟のうち、建替え中のものが2棟、耐震化の手段として建替えまたは除却を計画、検討しているものが7棟あり※、建替えや除却による耐震化についてもニーズがあります。

※ 例年の意向調査アンケートや個別ヒアリングに基づく調査結果

e 耐震診断義務付け沿道建築物については、耐震診断の義務化、診断結果の公表及び手厚い支援制度により、耐震化に向けた取組を実施しました。これまで、京都府と連携のうえ、府指定道路及び市指定道路※の耐診断義務付け沿道建築物の所有者等に対して、個別訪問等により、支援制度の活用を促すなど、耐震化の取組を推進してきました。

※ 災害発生時の対応に重要な役割を果たす拠点施設を結び、通行の確保が必要な道路沿道の建築物の耐震化を促進するため、京都府との連携の下、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を府及び市がそれぞれ指定しました。

f 耐震診断義務付け沿道建築物については、診断結果を報告する期限までに、計画的に耐震診断を実施し、結果報告がされる建築物がある一方で、コロナ禍の影響等から、耐震診断が進まないケースも散見されます。

g 病院や避難所等防災活動拠点は、支援制度の活用や災害の頻発等による拠点の重要性に対する認識の向上によって、計画策定時と比較して耐震化が進みました（P5 表8参照）。一方で、一部事業者等は、事業を継続しながらの耐震改修、近隣での仮移転や建替え用地の確保などの課題を抱えています。

h 緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物は、支援制度の活用や主要道路沿道の市場価値の優位性から、耐震化が進みました（P5 表8参照）。また、耐震診断義務付け対象建築物※¹に次いで耐震化の重要度の高い重要路線沿道の建築物については、耐震性能が不十分な建築物が未だ相当数あります※²。

※¹ 耐震診断義務付け対象建築物とは、耐震診断義務付け大規模建築物と耐震診断義務付け沿道建築物をいいます。

※² 令和2年3月末時点で約300棟超と推計されます。

i 修学旅行生が利用するホテル・旅館は、リニューアルや建替え時の耐震化や支援制度の活用によって、計画策定時と比較して耐震化が進みました（P5 表8参照）。一方で、事業を継続しながらの耐震化の実施や耐震化に投じる資金の不足※²などの課題を抱えています。

※ 例年の意向調査アンケートや個別ヒアリングに基づく調査結果

j そのほか、民間社会福祉施設等は、京都市民間社会福祉施設等耐震化計画（平成26年度策定）等に基づき耐震化を推進しています。

k また、昨今、自然災害が激甚化しており、それに応じて避難所に相当する特定建築物の耐震化の重要性が高まりつつあります。

l 支援制度の申請手続については、補助申請を行う前の事前協議制度を設け、制度活用の順番や事業執行予定年度の見える化など、申請者にわかりやすい制度の改善を行いました。

(1) 今後の取組

特定建築物の耐震化を促進するため、所有者の費用負担を軽減する支援制度を継続しつつ、以下の施策について、重点的に取り組んでまいります。

a 耐震診断義務付け対象建築物については、緊急性や公益性が最も高いことを踏まえ、引

き続き支援制度の積極的な活用や指導・助言等を行い、優先的かつ重点的に耐震化を促進します。

- b 耐震診断義務付け沿道建築物の耐震診断結果の報告期限について、コロナ禍の影響により耐震診断の実施に遅れが生じているものがあるため、府市協議のうえ、耐震診断の結果の報告の期限を令和3年12月31日から令和5年3月31日に延長します。
- c 耐震診断義務付け沿道建築物は、所有者が診断と報告の義務を円滑に履行できるよう、前述のコロナ禍の影響への配慮を行いながら、指導・助言を行います。
- d 緊急輸送道路等の中でもとりわけ重要度の高い重要路線沿道の建築物については、支援制度を活用して耐震診断を実施したものを中心に、耐震化の働きかけを行います。
- e 都市の防災性等の観点から、緊急性や公益性の高い既存耐震不適格建築物に対する支援制度の改善や充実については、継続して検討していきます。
- f 市民が補助金相当分の工事費用を一時的に負担しなくてもすむよう、申請者の委任を受けた工事施工者等が補助金を受け取れる代理受領制度の導入を図ります。(再掲 P11 参照)

イ 所有者の主体的な取組を促す普及啓発

(7) 施策の点検結果

- a 支援制度の幅広い広報とともに、対象者には個別にパンフレットを配布し、制度周知を図りました。
- b 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合など補助対象事業者が所属する団体に、支援制度の説明のため、出張説明会を実施しました。
- c 修学旅行生が利用するホテル・旅館、耐震診断義務付け対象建築物等の所有者に、耐震化の意向調査や支援制度の案内を定期的に行いました。
- d 耐震診断義務付け対象建築物の所有者等について、個別訪問や個別協議により、耐震化の必要性や義務化の法的根拠、補助制度の説明等を行うほか、相談に応じ指導・助言を行いました。
- e 特定建築物の所有者への普及啓発や指導・助言により、耐震化の努力義務については67%*が認識しています。

※ 令和元年度特定既存耐震不適格建築物耐震診断・耐震改修に関するアンケート実施の調査結果

(4) 今後の取組

所有者等の主体的な取組を促すため、建物の用途特性に応じた普及啓発及び全市的な情報発信等を継続しつつ、以下の施策について、重点的に取り組んでまいります。

- a 耐震化の重要性の高い建築物を中心に、耐震化の動向を把握しつつ、速やかな耐震化に繋がるよう、引き続き、建築物用途や所有者の特性等に応じたきめ細やかな働きかけを行います。
- b 災害時に重要度の高い建築物については、非構造部材の耐震化など減災効果のある取組の促進が図れるよう、関連部署や京都府等と連携し、その対策や普及啓発を検討します。

ウ 所有者が耐震化に踏み出すための環境整備

(7) 施策の点検結果

- a 個別の問合せや相談に対し、支援制度の案内のみならず、耐震改修事業者等の情報提供及び耐震化の重要性の説明などの対応を行いました。
- b 耐震診断義務付け対象建築物の所有者には、個別の事情を聞き取り、具体の相談に応じるとともに、耐震化の進捗確認を行いました。
- c 情報提供や技術的な相談対応により、耐震化の必要性についての周知は進んでいますが、「進め方がわからない。」「支援策の内容を知りたい。」といった意見があります※。

※ 令和元年度特定既存耐震不適格建築物耐震診断・耐震改修に関するアンケート実施の調査結果

(1) 今後の取組

所有者等が耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、引き続き、耐震化に係る情報提供や相談対応を行いつつ、以下の施策について、重点的に取り組んでまいります。

- a 本市の支援制度の活用事例等の公開など、耐震化を検討するための参考となる個別具体的な情報を提供できる仕組みづくりを検討します。
- b 行政と耐震に係る民間事業者や専門家との連携を深め、耐震化に必要な情報を所有者等にわかりやすく提示します。

(3) 市有建築物

ア 施策の点検結果

- (ア) 市有建築物は、積極的な耐震化の推進により、耐震化率が95%を超え、より一層耐震化が進みました。
- (イ) 市有建築物の耐震化について、庁内連絡会議等で進捗状況を把握し、進行管理を行っています。また、市有建築物の耐震性に係る情報の公表を、毎年ホームページ上でを行っています。
- (ロ) 耐震化が完了していない施設については、できるだけ早期の耐震化の実現に向けて、計画の実施又は検討を進めています。
- (ハ) 非構造部材である特定天井及び平成25年文部科学省通知に基づく天井の脱落対策は、対象の82施設のうち、学校施設33施設はすべて対策が完了、庁舎施設については、対策が完了又は設計中等のものが30施設あります*。
 - * 令和2年4月末時点
- (ニ) 本市所管のブロック塀の安全対策は、安全性に問題がある733箇所のうち、323箇所について対策が完了しました*。
 - * 令和2年3月末時点
- (ホ) 京都市地域防災計画や京都市公共施設マネジメント基本計画の取組と連携を図りながら、耐震化を推進しています。

イ 今後の取組

- (ア) 耐震化が完了していない施設について、個別の状況を考慮しつつ、耐震化を推進します。また、市有建築物の耐震性に係る情報の公表は、今後も引き続き行っていきます。
- (イ) 特定天井の脱落対策は、対策に着手している施設は着実にこれを進めるとともに、未着手の施設は、速やかに着手するよう努めます。
- (ロ) 本市所管のブロック塀の安全対策は、道路に面するものを完了させるとともに、民地境界に面するものも隣接地との協議が整い次第、安全対策を進めていきます。
- (ハ) 引き続き、京都市地域防災計画や京都市公共施設マネジメント基本計画の取組との連携のもと、市有建築物の耐震性を含む情報の一元化や耐震改修工事とその他の改修工事をまとめて実施するなど、計画的かつ効率的な耐震化の進行を図ります。

(4) その他、建築物の安全対策に関する取組

ア 施策の点検結果

- (ア) エレベーターの安全対策及び屋外広告物・ガラス・外壁材・大規模空間の天井等の落下防止対策については、建築基準法に基づく定期報告で、維持管理状況を把握し、必要に応じて改善指導を実施しました。また、定期報告制度に併せた建築物の安全対策に関する周知チラシの配布や防災査察等の取組により意識啓発を行ってきました。
- (イ) 民間ブロック塀の安全対策については、平成 26 年度から密集市街地等における避難安全性の向上を目的とした「危険ブロック塀等改善事業」を実施するとともに、平成 30 年の大阪北部地震を受けて、民間ブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を補助する「民間ブロック塀等の除却促進事業」を創設しました。

表 17 民間ブロック塀等の除却促進事業の実績（平成 30 年度～令和元年度）

	平成 30 年度	令和元年度	合計
補助件数	257 件	137 件	394 件

- (ウ) また、大阪北部地震後速やかに、ブロック塀等支援窓口を開設（平成 30 年 7 月）し、京都市ブロック塀等の緊急点検専門家派遣（平成 30 年度限り）を実施するなど、市民や事業者の問合せに対応するとともに、ブロック塀の安全性の検証を行いました。

表 18 京都市ブロック塀等の緊急点検専門家派遣実績（平成 30 年度）

依頼件数	結果報告件数	
	通学路沿い	通学路以外
899 件	538 件	361 件

- (エ) さらに、個別訪問等による注意喚起、マスメディアの活用や地域と連携した普及啓発によるブロック塀の安全対策に係る取組を進めました。
- (オ) 建築物の敷地に対する安全対策については、必要に応じて防災指導を行うとともに、周知チラシ等による意識啓発を行いました。
- (カ) ソフトな安全対策については、災害時の避難や出火等の防止に有効な耐震シェルターや感震ブレーカーの設置について、啓発に取り組みました。また、防災訓練や防災講習会等の機会を通して、家具の転倒防止対策等の普及啓発を行いました。

イ 今後の取組

- (ア) 民間ブロック塀については、対応の必要性が高いものを中心に、所有者による安全対策の実施を個別に働きかけ、市街地の安全をしっかりと確保します。とりわけ、通学路沿いの対応の必要性が高いブロック塀については、早期の改善に向けて、引き続き重点的に取り組みます。
- (イ) 定期報告制度による情報に基づき、エレベーター、屋外広告物、ガラス、外壁材及び大規模空間の天井等の維持管理状況の点検や安全対策の更なる普及啓発を図ります。
- (ウ) 屋外広告物の落下・倒壊による事故の発生を防ぐため、令和 2 年 12 月に改正した京都市屋外広告物等に関する条例等に基づき、安全対策の更なる充実を行います。
- (エ) 引き続き、まちの匠事業や防災査察等の取組により、減災効果が期待できる身の回りの安全対策の啓発に取り組みます。

(5) 行政による指導等

ア 施策の点検結果

- (7) 耐震診断義務付け大規模建築物の診断結果を、平成29年3月28日に公表しました。また、公表後に耐震改修や除却等を行った旨の報告があったものについては、随時、ホームページにおいて公表内容を更新し、耐震化の状況を公開しています。

表19 耐震診断義務付け大規模建築物の耐震化の状況

対象建築物 106棟（令和3年3月末時点の公表数）		
耐震性不十分 25棟		耐震性あり 81棟
大地震時に倒壊又は崩壊する危険性が高いもの 20棟	大地震時に倒壊又は崩壊する危険性があるもの 5棟	大地震時に倒壊又は崩壊する危険性が低いもの 81棟

耐震性が不十分な建築物25棟のうち、耐震化を実施中のものが3棟、耐震化の予定があるものが8棟、耐震化が未定のもので14棟です。

- (1) 耐震診断義務付け大規模建築物は、耐震性能の公表とその後の更新が耐震化の推進に有効に機能していると考えられます。
- (2) 耐震診断義務付け沿道建築物については、診断結果を報告する期限を見据え、計画的に耐震診断を実施、結果報告する建築物がある一方で、コロナ禍の影響等から、耐震診断が進まないケースも散見されます。（再掲 P15参照）
- (3) 事前相談のほか、耐震診断補助金の申請手続き、耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の発行等、所有者と接するあらゆる機会を捉えて、耐震化を図るよう指導・助言を行いました。
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第22条に基づく耐震性に係る表示制度「基準適合認定建築物マーク」の認定については、17件に対して行いました*。

* 令和3年2月末時点

イ 今後の取組

- (7) 耐震診断義務付け大規模建築物の診断結果については、適宜、公表内容を更新し、所有者等への働きかけを継続することによって、耐震化を促進します。
- (1) 耐震診断義務付け沿道建築物の耐震診断について、コロナ禍の影響への配慮から、結果の報告期限を令和3年12月31日から令和5年3月31日に延長するとともに、報告期限後は、京都府と連携を図り、所有者が速やかに耐震診断を実施し結果を報告するよう積極的に指導・助言を行い、その結果を取りまとめ、公表します。
- (2) 引き続き、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導等を実施し、状況によっては建築基準法に基づく勧告や命令を行うなど、耐震化の促進に努めます。
- (3) 耐震改修促進法第22条に基づく耐震性に係る表示制度については、耐震改修を行った建築物の所有者に対して周知を行い、制度利用の促進を図ります。

(6) 計画の進行管理，国・京都府との連携

ア 施策の点検結果

- (ア) 各施策に係る事業等を所管する庁内関係部局で構成する連絡会議を定期的を開催し，市有建築物の耐震化や耐震化を促進する施策について，庁内関係部局と情報共有し，連携を深めながら，毎年進捗状況を確認し，その進行管理を行ってきました（平成20年度以降，全11回開催）。
- (イ) さらに，耐震ネットワークや住宅金融支援機構等の関係団体，地域住民等との連携を深め，耐震化を推進しました。
- (ロ) 計画策定から5年が経過することを見据え，令和元年度から，耐震化の目標の達成状況及び施策の実施状況を点検し，耐震ネットワークに参画する建築・不動産関係団体や計画策定時の策定検討会の委員であった有識者への意見聴取を行い，庁内連携や府市協議を進めながら，中間点検とりまとめを行いました。
- (ハ) 国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年策定，最終改正平成30年）を踏まえ，国と定期的に意見交換や協議・調整を行うとともに，他所管行政庁の動向を把握しながら計画に基づく取組を進めました。
- (ニ) 計画は，京都府建築物耐震改修促進計画に基づくものであることから，京都府と施策の連携や協議調整を適宜行いました。
- (ホ) 国や京都府の補助や税制等の支援制度を活用して，耐震化の支援を進めました。

イ 今後の取組

- (ア) 耐震化の更なる加速のために施策を継続的に実施し，市民や事業者等のより主体的な取組に繋げるため，民間や地域の力を活用した耐震化の促進に努め，安心・安全で災害に強い歴史都市「京都」の実現に取り組みます。
- (イ) 住宅の耐震化を促進する施策については，年度ごとに「京都市住宅耐震化促進施策の行動計画」を策定し，実施状況の評価・検証を通して施策の改善を行います。
- (ロ) 今後は，庁内関係部局間の更なる連携により，より効果的かつ効率的な計画の進行管理を行います。
- (ハ) 京都府建築物耐震改修促進計画の改定の内容を踏まえ，京都府と連携してより円滑な計画進行に努めます。
- (ニ) 耐震化に係る交付金制度の拡充など，国に対し積極的な働きかけを行います。

取組施策一覧（住宅）

※ 計画に掲げる全ての施策について実施（着手）済

※ 施策No及び施策欄の網掛部分は、現計画の前期5年間で新たに実施（着手）したもの

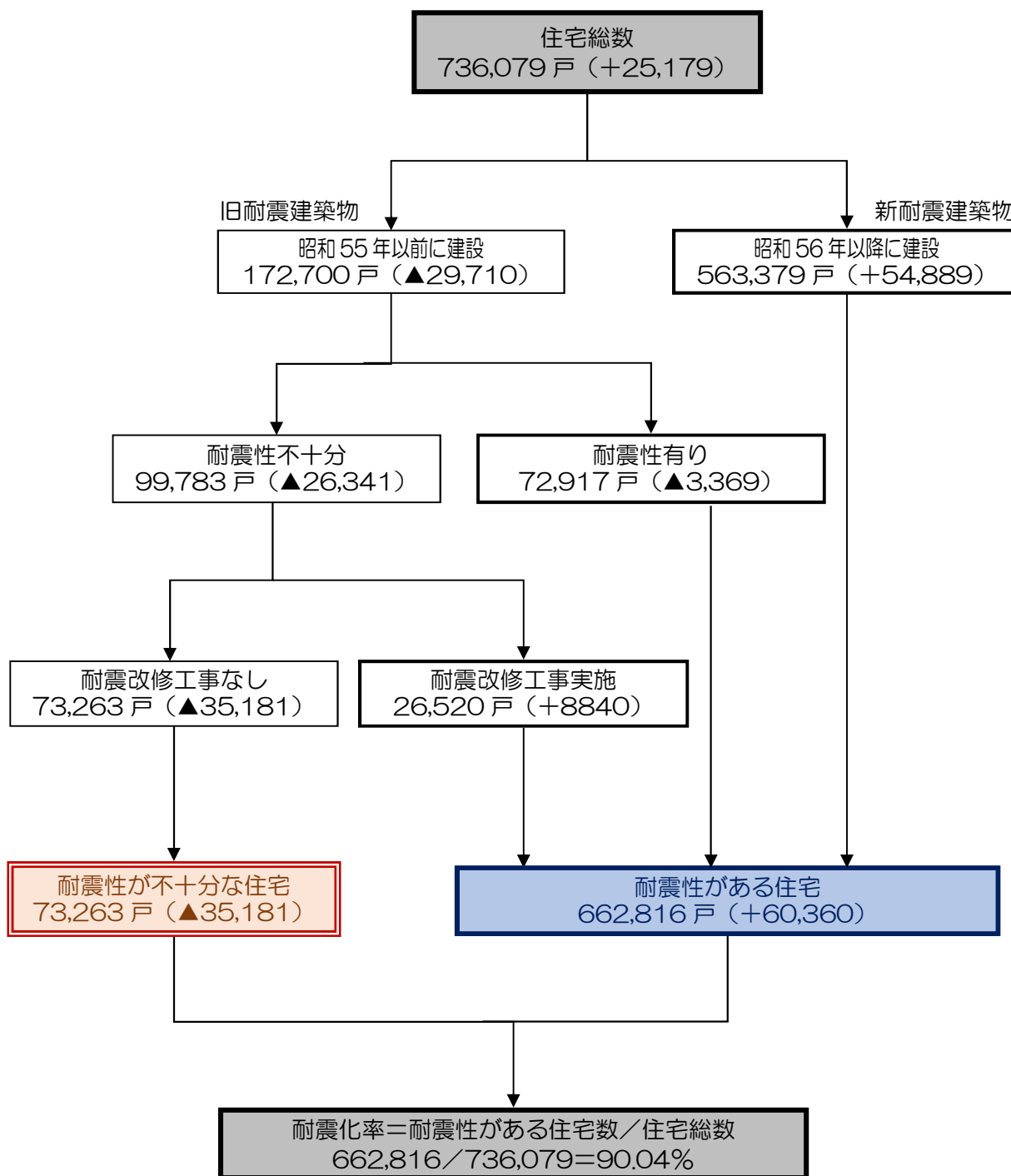
施策区分		施策No	施策	
住宅	(1) 市民の費用負担を軽減する支援制度	ア リフォーム工事等に併せた耐震化の取組の推進	1 木造住宅耐震化支援事業や分譲マンション耐震化支援事業など、住宅の耐震化に対する支援	
			2 「まちの匠事業」など、リフォーム工事等に併せた耐震化に対する支援	
			3 既存住宅の省エネリフォーム支援事業など、他の支援制度とのパッケージ利用の促進	
		イ 建物所有者や居住者等の特性に応じた耐震化の取組の推進	4 空き家の所有者や、耐震化の必要性の認識が薄いとされる所有者・居住者層（高齢者や借家経営者等）など、支援対象者の多様な特性を考慮した支援	
		ウ 密集市街地対策や京町家施策と連動した耐震化の取組の推進	5 密集市街地における地域特性に応じた耐震化支援の充実	
			6 保全すべき町並みや建築物に対する耐震化支援の充実	
	(2) 市民の主体的な取組を促す普及啓発	ア 地域における耐震化の普及啓発の取組		7 地域で開催される防災訓練等のイベントでの普及啓発
				8 分譲マンションの管理組合に対する耐震化支援の情報提供
				9 耐震ネットワークの事業者等が主体となった耐震相談、地域密着型のイベントの開催等、市民と専門家の信頼関係を強化する施策
				10 防災まちづくりの取組と連動した耐震化の普及啓発
				11 支援制度利用物件を活用した情報発信（オープンハウス等、工事中の物件からの情報発信）
		イ 全市的な情報発信・普及啓発の取組		12 耐震化に向けた市民の意識啓発を目的とした耐震シンポジウムなど、全市的な情報発信イベントの継続的な実施
				13 あらゆるメディアを活用した情報発信
				14 耐震化の必要性に関する次世代教育
	(3) 市民が耐震化に踏み出すための環境整備	ア 耐震ネットワークを核とした相談体制、情報発信、人材育成等の機能強化		15 耐震診断士の登録・養成や、耐震改修に携わる事業者を対象とした専門家講座などによる人材育成
				16 耐震ネットワークや京安心すまいセンターなどによる、市民への分かりやすい情報発信
				17 耐震ネットワークの事業者等が主体となった耐震相談、地域密着型のイベントの開催等、市民と専門家の信頼関係を強化する施策（再掲）
		イ 多様な分野の関係団体との連携	18 研究機関や不動産業界、金融機関など、多様な分野の関係団体と連携した耐震化施策	
		ウ 他施策との連携の強化		19 分譲マンションの管理組合に対する耐震化支援の情報提供（再掲）
				20 密集市街地における地域特性に応じた耐震化支援の充実（再掲）
				21 防災まちづくりの取組と連動した耐震化の普及啓発（再掲）
				22 保全すべき町並みや建築物に対する耐震化支援の充実（再掲）
			23 既存住宅の省エネリフォーム支援事業など、他の支援制度とのパッケージ利用の促進（再掲）	
		24 空き家の所有者や、耐震化の必要性の認識が薄いとされる所有者・居住者層（高齢者や借家経営者等）など、支援対象者の多様な特性を考慮した支援（再掲）		

取組施策一覧（特定建築物，市有建築物，その他）

施策区分		施策 No	施策
特定建築物	(1) 所有者の費用負担を軽減する支援制度	ア 耐震診断の実施と結果報告が義務化された大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化の支援	25 耐震診断の実施とその結果報告が義務付けられた大規模建築物の耐震改修計画作成に対する支援
			26 耐震診断の実施とその結果報告が義務付けられた大規模建築物の耐震改修に対する支援
		イ 耐震診断を義務化する道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物（道路沿道建築物））の耐震化の支援	27 耐震診断の実施とその結果報告を義務付ける道路沿道建築物の耐震診断に対する支援
			28 耐震診断の実施とその結果報告を義務付ける道路沿道建築物の耐震改修計画作成に対する支援
			29 耐震診断の実施とその結果報告を義務付ける道路沿道建築物の耐震改修に対する支援
		ウ 緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震化に対する支援	30 緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震診断に対する支援
			31 緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震改修計画作成に対する支援
	(2) 所有者の主体的な取組を促す普及啓発		32 緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震改修に対する支援
			33 マスメディアや市民しんぶん、インターネットの活用
			34 パンフレット等の作成・配布
			35 耐震化が必要な特定建築物の所有者に対する、業種や用途に応じたグループ別の講習会・見学会等の開催
	(3) 所有者が耐震化に取り組みやすい環境整備		36 建物用途や所有者種別に応じたターゲットの更なる分析とそれぞれの特性に応じた普及啓発活動
			37 耐震診断・耐震改修事業者等に係る情報提供や技術的な相談窓口の充実
			38 耐震化が必要な特定建築物の所有者に対する、業種や用途に応じたグループ別の講習会・見学会等の開催（再掲）
市有建築物			39 民間事業者同士のネットワーク構築など、事業者間での連携強化
			40 市有建築物の耐震化の推進
			41 市有建築物の特定天井等、非構造部材の耐震化の推進
その他	(1) エレベーターの安全対策	42 公共施設マネジメントの取組と連携した効率的・効果的な耐震化の推進	
	(2) 屋外広告物・ガラス・外壁材・天井等の落下防止対策	43 エレベーターの閉じ込め防止対策に関する業界団体や建物所有者・管理者等への意識啓発	
		44 ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策に関する業界団体や建築物を所有する方々・管理者等への意識啓発	
	(3) ブロック塀の安全対策	45 屋外広告物の落下防止対策に関する業界団体や建築物を所有する方々・管理者等への意識啓発	
	(4) 建築物の敷地に対する安全対策	46 避難時に利用する道路等、沿道のブロック塀の安全対策	
(5) ソフトな安全対策	47 一般住宅宅地のような壁等の安全対策に対する支援等		
行政指導等	(1) 耐震改修促進法に基づく、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表	48 減災効果が期待できる身の回りの安全対策の啓発	
	(2) 耐震改修促進法に基づく指導等の実施	49 耐震改修促進法に基づく、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表	
	(3) 建築基準法による勧告又は命令等の実施	50 耐震改修促進法に基づく指導等の実施	
進行管理	(1) 計画の進行管理	51 建築基準法による勧告又は命令等の実施	
	(2) 国・京都府との連携に関する事項	52 計画の進行管理	
		53 国・京都府との連携に関する事項	

住宅の耐震化率の算出フロー図

(戸数は令和2年度末の推計値)



注：括弧内の数字は平成27年度末時点との差